別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（第4条関係）　（用紙A4）

下水道処理施設維持管理業経歴書

契約の相手方の名称	契約名	業務の内容	元請又は下請の別	契約金額	契約期間
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日

記載要領

1　この表は、直前3年間の主な契約について、5件以内記載すること

2　「元請」とは、下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者又は同法第25条の23第1項に規定する流域下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）から管理業務を受注した場合をいい、「下請」とは、他の下水道処理施設維持管理業者から管理業務を受注した場合をいう。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（次項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における改正後の第六条第一項第五号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」とする。

3　刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の第六条第一項第五号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

○国土交通省告示第二百七十号

不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月一日　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録をしない場合） **第七条**　国土交通大臣は、登録申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第二号から第十四号まで及び第十七号（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）、総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第一号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。 一～四　（略）	（登録をしない場合） **第七条**　国土交通大臣は、登録申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第二号から第十四号まで及び第十七号（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）、総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第一号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。 一～四　（略）